

特定非営利活動法人 ハンガー・フリー・ワールド 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は特定非営利活動法人ハンガー・フリー・ワールドと称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本会は、前項のほか、従たる事務所を、

- (1) 京都府京都市上京区
 - (2) 愛知県名古屋市昭和区
 - (3) 神奈川県横浜市西区
- に置く。

(目的)

第3条 本会は人類ならびに地球の未来に寄与するために、開発途上国における開発事業ならびに世界各地における啓蒙及び啓発活動を通じて、飢餓と貧困のない世界を創ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動。
- (2) 環境の保全を図る活動。
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動。
- (4) 国際協力の活動。
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動。
- (6) 子どもの健全育成を図る活動。
- (7) 以上の活動を行うための運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

(特定非営利活動に係る事業の種類)

第5条 1 本会は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 開発途上国における自立支援事業。
- (2) 青少年(ユース・エンディング・ハンガー)による諸活動への支援。
- (3) 女性の地位向上及び自立のための支援事業。
- (4) 開発途上国における環境保全及び衛生管理に関する事業。
- (5) 開発途上国における教育及び技術指導。
- (6) 飢餓、貧困に関する調査、研究活動。
- (7) 飢餓、貧困に関する広報並びに啓発、啓蒙、提言活動。
- (8) 国連及び各国政府、その他の国際機関及び法人等との連携活動。

2 本会は、次の収益事業を行う。

- (1) 物品の販売事業。

- (2) イベントの実施。
- (3) 出版事業。
- 3 収益事業から生じた収益は本会が行う特定非営利活動に係る諸活動に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 本会には、次に掲げる会員をおくこととし正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した賛助会員の内、正会員としての活動を実践することを申し出た個人、法人及び団体。
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人、法人及び団体。

(入会)

- 第7条 1 本会の正会員となろうとするものは別に定める申込書を理事長に提出するものとする。
- 2 理事長は前項の申込者が、第3条に定める本会の目的に賛同し、第4条から第5条に定める活動及び事業に協力できると認めるときは、正当な理由がない限り、正会員として登録し、これを通知するものとする。
- 3 賛助会員となろうとする者は、別に定める会費等を納入することで賛助会員となることができる。

(会費)

第8条 1 会員は、理事会において定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をした場合。
- (2) 本人が死亡したまたは会員である団体が消滅した場合。
- (3) 本会が解散または破産した場合。
- (4) 継続して3ヵ月の間会費を滞納し、継続が不可能と判断された場合。
- (5) 除名された場合。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 1 会員が次の各号の一に該当する場合は、理事会の決議を経てこれを除名できる。

- (1) 本会の定款または規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ除名通知を発信するとともに除名の議決を行う理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第12条 本会は、すでに納入された会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員

(役員の種類および定数)

第13条 1 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以内
- (2) 監事 2名以内
 - 2 理事のうち1人を理事長とし、4名以内の副理事長を置く。
 - 3 理事会は理事会の議決を経て、理事のなかから常務理事を置くことができる。

(役員を選任)

第14条 1 理事は理事会で選任し、総会に報告する。

- 2 理事長及び副理事長は理事の互選とする。
- 3 監事は総会で選任する。
- 4 監事は、理事または本会の職員を兼ねることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(職務)

第15条 1 理事長は、本会を代表しその業務を統括し、副理事長はこれを補佐する。

- 2 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事会の議決に基づき、本会の常務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前二号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況または本会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 1 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の任期の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事または監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 1 理事が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
 - 2 監事の解任は、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を得て行われる。
 - 3 前 2 項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 1 役員の報酬に関しては、理事会で定めるものとする。
2 役員には、費用を弁償することができる。

(顧問)

第 20 条 1 本会に顧問 10 人以内を置くことができる。
2 顧問は、学識経験者または本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
3 顧問は本会の運営に関して理事長の諮問に答え、または理事長に対して意見を述べる。
4 顧問の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 4 章 会議

(種別)

第 21 条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第 22 条 1 総会は、正会員をもって構成する。
2 理事会は、理事をもって構成する
3 監事は、理事会に出席し、意見を述べるができる。

(会議の権能)

第 23 条 1 総会は、次の事項を議決する。
(1) 定款の変更。
(2) 本会の解散。
(3) 本会の合併。
(4) 事業報告及び収支決算。
(5) 監事の選任、解任。
(6) 理事会が総会に付すべき事項として議決した事項。
2 理事会はこの定款が定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の作成並びにその変更。
- (2) 理事の選任、解任。
- (3) 役員の報酬、職務。
- (4) 会費の額。
- (5) その他総会に付すべき事項。

(会議の開催)

第 24 条 1 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求があった場合。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があった場合。
- (3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた場合。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があった場合。

(会議の招集)

第 25 条 1 総会及び理事会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 前条第 2 項第 1、2 号または第 3 項第 2 号の請求があった場合は、理事長は会議を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した招集通知を、開会日の 2 週間前までに発して行わなければならない。

4 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した招集通知を、開会日の 1 週間前までに発して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要と認めて招集するときは、この限りではない。

(会議の議長)

第 26 条 1 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(会議の定足数)

第 27 条 1 総会は、正会員総数の過半数が出席した場合に成立することとする。

(会議の議決)

第 28 条 1 総会は出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 理事会は理事総数の過半数の同意で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

3 総会及び理事会において、第 25 条第 3 項及び第 4 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

4 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することはできない。

(書面表決等)

- 第 29 条 1 総会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面または他の正会員を代理として表決権を行使することができる。
- 2 理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決権を行使することができる。
- 3 総会及び理事会の議決について、前項の規定により表決した構成員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第 30 条 1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所。
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者等はその数を付記すること)。
- (3) 審議事項。
- (4) 議事経過の概要及び議決結果。
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所。
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者名(書面表決者は、その旨付記すること)。
- (3) 審議事項。
- (4) 議事経過の概要及び議決結果。
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 3 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名が記名押印または署名しなければならない。

第 5 章 資産

(構成)

- 第 31 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産。
- (2) 会費等。
- (3) 寄付金品。
- (4) 財産から生じる収入。
- (5) 事業に伴う収入。
- (6) その他の収入。

(区分)

- 第 32 条 本会の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、収益事業に関する資産の 2 種とする。

(管理)

- 第 33 条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第 34 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

第 6 章 会計

(事業年度及び区分)

第 35 条 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり次年 3 月 31 日に終わるものとし、特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 36 条 1 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。
2 当該事業年度中の事業計画及び収支予算の変更は、理事会の議決による。

(暫定予算)

第 37 条 1 前条の規定にかかわらずやむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる
2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 38 条 1 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および変更)

第 39 条 予算成立後にやむを得ない理由が生じた場合は、理事会の議決を経て、予算の追加または変更をすることができる。

(事業報告および決算)

第 40 条 1 本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、3 月以内に、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2 決算上余剰金を生じた場合は、次事業年度に繰り越すものとする。

第 7 章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 41 条 この定款の変更は、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ特定非営利活動促進法第 25 条 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければならない。

(解散)

第 42 条 1 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議。
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能。
- (3) 正会員の欠亡。
- (4) 合併。
- (5) 破産。
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し。
 - 2 前項第 1 号の規定に基づき解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上が出席した総会において承諾を得なければならない。
 - 3 第 1 項第 2 号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。
 - 4 本会が解散した場合は、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 43 条 本会が解散の際に有する残余財産は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て選定された特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 44 条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 46 条 1 本会は、この法人の事務を処理するために事務局を置く。
2 事務局には事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 47 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 48 条 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 雑則

(細則)

第 49 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、本会の成立の日から平成 14 年 5 月 31 日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業年度は、第 35 条の規定にかかわらず、本会の成立の日から平成 13 年 3 月 31 日までとする。
- 5 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 36 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。
- 6 本会の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員・賛助会員(グローバル・ファミリー)一般	月会費	2,000 円以上
(2) 賛助会員(グローバル・ファミリー)学生	年会費	3,000 円以上
(3) 法人会員	月会費	10,000 円以上

別表

設立当初の役員

役 職 名	氏 名
理 事 長	河合 政実
副 理 事 長	祢津 都子
同	栗原 弘美
理 事	上島 鋭一
同	植草三樹男
同	有川 聰
同	吉見 悦嘉
同	佐々木喜一
同	石和田光子
同	伊藤 保利
同	金久保修市
同	國枝彩樹子
同	湯浅 康代
監 事	村上 鎮碩